



2012-6-7 11:30~12:15  
衆議院第二議員会館B2 民主A会議室

環境部門・内閣部門・原発事故収束対策PT合同会議

次 第

)

1. 挨拶

近藤 昭一	環境部門会議座長
荒井 聡	原発事故収束対策PT座長
高山 智司	環境大臣政務官

2. 原子力安全行政に係る法案の協議について

3. その他

## 原子力規制組織制度改革に関する主な論点

- 規制組織のあり方
- 緊急時における原災本部長（総理）の指示
- 平時からの防災体制・長期にわたる事後対策
- 規制強化
- 事故調査・監視機能
- その他

ノーリターン・ルール など

# 原子力規制の組織・制度の改革案

	政府案	(想定される論点)	自公案
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #4f81bd; color: white; border-radius: 5px;">環境省</div> <p style="font-size: small;">大臣が任命</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f4cccc; border-radius: 5px;">規制庁 <small>3条機関</small></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f4cccc; border-radius: 5px;">委員会 <small>8条委員会 (国会同意)</small></div> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #4f81bd; color: white; border-radius: 5px;">環境省</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f4cccc; border-radius: 5px;">委員会 <small>3条委員会 (国会同意)</small></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f4cccc; border-radius: 5px;">規制庁という 名称の事務局</div> </div> <p style="font-size: x-small; text-align: right; margin-top: 5px;">↓ 人事・予算の管理</p>
独立性 (規制権限者の人事)	長官は、環境大臣が、広く官民を問わず原子力規制に精通した優れた人材から任命。	← 長官が大臣の人事権に服しており、委員会が監視するとしても、独立性が不十分との考え方。	委員は総理大臣が国会の同意を得て任命。
緊急時の権限	原災法の総理の指示権については改正なし。	● 原災法の本部長(総理)の指示権は危機管理の「最後の手段」。これに穴をあけることは、危機管理上問題。	原災本部長の緊急時の指示の対象事項から、委員会の所掌に属する事項を除く。
平時からの防災体制	原子力事故の防災対策につき、大臣・長官ラインで、政府・自治体を調整。	● 例えば広域にわたる避難を円滑に実施するためには、自治体の首長や自衛隊等との平素からの調整が不可欠。担当大臣なしに委員会が担うのは困難。	原子力事故の防災対策を、規制委員会が所掌。
長期にわたる事後的対策	住民の健康管理、除染など放射能汚染特有の長期にわたる業務は環境大臣。	● 健康被害や除染など長期にわたる事後対応について、行政としての責任体制の明確化が必要。	除染については環境大臣。放射線による健康被害に関する業務の扱いは不明。
規制強化	炉規法を改正し、重大事故対策、新基準への適合義務付け、40年制限制等、規制を強化。	● 事故を踏まえた規制の一層の厳格化のため、一日も早く新たな規制制度を導入することが必要。	規制強化のための炉規法の改正なし。(事故を起こした福島の実施への対応のみ)
事故調査	委員会が実施し、勧告。	● 今回の事故の経験を踏まえれば、事故調査の常設組織が必要。	事故調査を行う機関なし。
監視機能	規制行政を委員会がチェック。	● 規制組織が「ムラの論理」に陥らないよう、外部チェックにより不断に改善することが必要。	規制行政をチェックする機関なし。
一元化	モニタリング司令塔機能等を一元化。	← 一元化が不十分との考え方。	保障措置、モニタリング(実施)、放射線障害防止も一元化。

※ 委員会では国会同意人事で空白が生じうるとい問題、緊急時に迅速な意思決定ができないという問題についても、要調整。